

「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定しました

人権教育啓発推進法の制定

2000(平成12)年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育啓発推進法)が制定されました。

その第1条には、「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と書かれています。

この条文の中で社会的身分とありますが、これは、「人が社会において占めている継続的な地位や身分」を表しており、同問題は、この「社会的身分」を理由とする差別の問題です。

日本国憲法では、第14条において、すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により……差別されない。」と書かれています。人権教育啓発推進法では、社会的身分は、最初に書かれています。

これは、人権教育啓発推進法は、「同問題をはじめとするあらゆる人権問題」の解決を意味しているからです。

そして、そのためには、発達段階に応じてあらゆる人に、学校・地域・家庭・職域その他のあらゆる場所で、人権教育啓発を推進していかなければならないこと。それは、国・地方公共団体・国民の責務であることが掲げられています。

そして、第5条では、「地方公共団体は、……人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と書かれています。

法に基づく「小郡市人権教育・啓発基本計画を策定」

市では、この法を踏まえて、「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

この計画は、さまざまな取り組みを人権の視点で見つめなおし、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が保障される、人権のまち・小郡」をつくっていくために市民と市が協働して取り組むための計画です。

この計画は、七つの分野別に柱を立て、それぞれに施策の方向性を示しています。

七つの分野

- 一 同問題の解決の実現に向けて
- 二 男女共同参画社会の実現に向けて
- 三 子どもの人権保障の実現に向けて
- 四 高齢者の人権尊重の実現に向けて
- 五 障害のある人の自立と社会参画の実現に向けて
- 六 外国人の人権保障の実現に向けて
- 七 さまざまな差別解消の実現に向けて

宇梶剛士さんの講演会



広く市民に人権の大切さを訴える啓発行事を行っています。

そして、就学前教育機関、学校、家庭、地域、企業等における人権教育・啓発の推進を述べています。

さらに、人権に関わりの深い特定職業従事者(市職員、教職員、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者など)に対する人権教育・啓発推進の必要性を述べています。

また、人権教育・啓発を効果的に推進するための方策として、人材の育成、教材等の開発・整備、学習プログラムの開発、啓発内容・手法の充実、情報提供の充実・強化、施設機能の充実の必要性を掲げています。

今後、この基本計画をもとに、具体的な実施計画を策定し、市民の皆さんと人権のまちづくりに取り組んでいきます。